

平成29年度 堺市生活困窮者自立支援事業の取り組みについて
(平成29年12月末現在)

【趣旨】

平成27年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、経済的要因や社会的孤立などで生活に困窮している人を対象に生活困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を行っている。同法に基づく事業として、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金のほか、任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習と居場所づくり支援事業を実施している。

【概要】

1 **自立相談支援事業**（委託）（平成26年度は「堺市生活困窮者自立促進支援モデル事業」として開設）

委託先：（社福）堺市社会福祉協議会（就労支援については別途民間事業者へ委託）

実施場所：堺市総合福祉会館4階

巡回相談：堺区以外の区役所内「社会福祉協議会区事務所」へ相談支援員が週1回巡回

事業内容：生活困窮者の総合相談窓口として、自立相談支援機関（堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」）を開設。一人ひとりの状態に応じ、生活困窮者自立支援法に基づく各事業や既存の制度を活用し、生活困窮状態から脱するための包括的・継続的な相談支援や就労支援を行う。

2 **住居確保給付金**

事業内容：離職等により住宅を喪失した又は喪失するおそれのある人の就職活動を支えるため、家賃相当額（生活保護の住宅扶助基準額内）を有期で支給し、就労期間の確保に向けた支援を行う。

3 **就労準備支援事業**（委託）

委託先：（公財）堺市就労支援協会

実施場所：堺市立舳松職能訓練センター

事業内容：直ちに一般就労に就くことが難しい人に対し、就労に向け、日常生活自立支援、社会生活自立支援、就労自立支援を計画的かつ一貫して行い、就労に向けた基礎能力の形成を図る。

4 **一時生活支援事業**（直営：南大阪ブロックとして広域で実施）

実施場所：14宿泊施設等

事業内容：一定の住居をもたない人に対し、緊急的に一時的な宿泊場所等を提供する。

5 **学習と居場所づくり支援事業**（委託）

委託先：NPO法人 み・らいず

実施場所：市内5か所（大阪府立大学、ビッグ・アイ、大阪いずみ市民生協、ユースサポートセンター等）

事業内容：貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の高校生等の子どもに対し、無料で学習できる場であり居場所となる場を提供し、就学意識の向上や学習習慣の形成、社会性の育成等を図る。

6 **就労訓練事業（中間的就労）**（社会福祉法人、NPO法人、営利法人等の自主事業として実施）

認定就労訓練事業所：17事業所（府内：171事業所）

事業内容：一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある方を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行う。

【自立相談支援事業の実施状況】

1 概要

- 名称 : 堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」
- 体制 : 主任相談支援員1名、相談支援員6名、就労支援員2名、事務員2名
- 委託先 : (社福) 堺市社会福祉協議会 (就労支援については別途民間事業者へ委託)
- 支援内容 :
 - ・相談支援 (アセスメント及び本人の状況に応じた支援プランの作成など)
 - ・就労支援 (職種選定、求人情報提供、書類作成、面接対策など)
 - ・住居確保給付金の申請受け付け
 - ・地域づくりの推進 (地域連携、ネットワークづくりなど)
- 巡回相談 : 堺区以外の区役所内「社会福祉協議会区事務所」へ相談支援員が週1回巡回

2 相談支援状況 (平成29年4月1日～平成29年12月31日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
新規相談件数(件)	156	161	207	164	169	169	150	162	107	1,445
支援延べ回数(回)	724	754	800	661	743	720	787	715	721	6,625

- 住居確保給付金 : 13件
- 就労決定件数 : 71件 (就労支援件数 97件 / 就労決定率 73.2%)

3 これまでの取組実績 (平成26年6月16日～平成29年3月31日)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規相談件数(件)	372	1,202	1,097
支援延べ回数(回)	2,770	9,306	8,923
就労決定件数 / 就労支援件数 (就労決定率)	42/53 (79.2%)	104/120 (86.7%)	92/107 (86.0%)

【参考】

